

生業訴訟 仙台高裁判決での、区域ごとの賠償額について

旧居住地	中間指針等の賠償額と比較して
帰還困難区域、大熊町・双葉町※1	上回る
居住制限区域	上回る
避難指示解除準備区域	上回る
緊急時避難準備区域	上回る
特定避難勧奨地点 (南相馬市)	上回る
特定避難勧奨地点 (川内村、伊達市)	上回る
一時避難要請区域 (子ども・妊婦)	上回る
一時避難要請区域 (子ども・妊婦以外)	上回る
自主的避難等対象区域 (子ども・妊婦)	上回る
自主的避難等対象区域 (子ども・妊婦以外)	上回る
県南地域 (子ども・妊婦)	上回る
宮城県丸森町 (子ども・妊婦)	上回る
県南地域 (子ども・妊婦以外)	上回る
宮城県丸森町 (子ども・妊婦以外)	上回る
会津地域 (子ども・妊婦) ※2	上回る
栃木県那須町 (子ども・妊婦)	上回る

ふるさと喪失による賠償を認容

※1 居住制限区域、避難指示解除準備区域

※2 2012年2月29日までの期間に18歳以下の期間があった者、同期間に妊娠期間があった者

注1 特定避難勧奨地点（川内村、伊達市）は該当原告なし

注2 子どもとは、賠償対象期間内に満18歳以下の期間があった者

妊婦とは、賠償対象期間内に妊娠していた期間があった者。

注3 自主的避難等対象区域とは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市のうち避難等対象区域を除く区域。

注4 県南地域とは、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

注5 栃木県那須町の子ども・妊婦は事故当時

中間指針では対象外